

# 2025年日本国際博覧会 防災実施計画

(初版)

令和6年9月

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会



2025年日本国際博覧会 防災実施計画（初版）

目次

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 方針	1
第3節 用語の定義	2

第2章 組織体制

第1節 平時からの体制	3
1 危機管理センターの運用	3
2 避難誘導・救助等に従事する組織等	4
3 災害等への対処のため会場に常駐する関係機関	5
4 上記以外の関係機関との連携	5
第2節 災害等発生時の体制（準備体制も含む。）	6
1 災害等の情報収集体制	6
2 災害対策本部	6
第3節 職員の役割分担等	7

第3章 研修・訓練

第1節 防火・防災研修	8
1 協会職員等に対する研修	8
2 防火管理者に対する研修	8
3 防火・防災研修の内容	8
第2節 防火・防災訓練	8
1 協会が実施する訓練	8
2 防火管理者が実施する訓練	9

第4章 地震・津波編

第1節 大阪府・大阪市との情報共有、支援要請	9
第2節 一時的な滞在場所の確保	10
1 一時滞在施設	10
2 その他の一時滞在場所	11
3 一時滞在施設の運営	11
第3節 津波を伴わない地震発生時の対応（直下型地震）	11
1 基本方針	11
2 フェーズ区分	12
3 大阪府・大阪市との連携	12
4 安否確認	13
5 地震発生時の対応業務の計画	13
6 避難計画	14
7 一時滞在施設の確保	16
8 会場外一時滞在施設への移動	16

9	アクセスルートの確認	16
10	備蓄品の配布	16
11	帰宅支援	17
12	救急車の利用が困難な場合の傷病者の場外搬送	17
第4節	津波を伴う地震発生時の対応（海溝型地震：南海トラフ巨大地震等）	17
1	基本方針	18
2	大阪府・大阪市との連携	18
3	津波警報等発表時における対応	19
4	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応	19

## 第5章 風水害編

第1節	台風	20
1	基本方針	20
2	フェーズ区分	20
3	情報収集	20
4	アクセスルートの確認	21
5	強風対策	21
6	大雨対策	21
7	高潮・波浪対策	21
8	警戒活動	21
9	開場（再開）に向けての措置	21
第2節	設備等の把握	21

## 第6章 落雷編

第1節	落雷事故の防止	22
1	基本方針	22
2	情報収集・情報発信	22
3	応急対策	22
第2節	落雷時の措置	23

## 第7章 猛暑編

第1節	熱中症対策	23
1	来場者への呼びかけ・啓発	23
2	待機列に対する対策	23
3	会場内の日陰創出等	23
4	給水環境の整備	24
5	屋外イベントでの対策	24
第2節	応急対策	24

## 第8章 火災編

第1節	火災予防・出火防止	25
1	出火防止	25
2	立入検査	25
3	火気等の使用制限	25

4	危険物等の持ち込み禁止等	25
5	放火防止	25
第2節	応急対策	25
1	火災発見時の通報	26
2	消火活動	26
3	避難誘導等	26
4	消防機関への情報提供	26
5	緊急車両の通行支援	27

## 第9章 その他災害編

1	その他の気象災害	27
2	国民保護情報が伝達される事態	27
3	その他避難等が必要な災害	27

## 第10章 備蓄

第1節	品目・数量	27
第2節	自治体との事前調整	28
第3節	保管・管理	28
第4節	配布	28
1	配布の決定	28
2	配布手順	28
第5節	参加者等への協力要請	29
1	必要な備蓄品の確保	29
2	飲食店等への協力要請	29
第6節	物資の支援要請	29

## 第11章 医療体制

第1節	医療施設及び医療体制	29
第2節	多数傷病者発生時の対応	29

## 第12章 停電

第1節	博覧会会場の電力受電	30
第2節	非常用電源	30

## 第13章 その他

1	大屋根リングの消防計画	30
2	空飛ぶクルマの運航	30
3	ガイドライン等	30
4	マニュアル等	30
5	通信体制	30



## 第1章 総則

### 第1節 目的

本計画は、博覧会期間中に発生する災害から、来場者や博覧会に関わる全ての参加者及び勤務者（以下「来場者等」という。）の安全を確保するとともに、外国人、高齢者、子ども、身体等に障がい等を有する方などをはじめ、全ての来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するために策定する。

また、災害予防、事前対策及び応急対策に関する具体的な実施事項を定めることにより、万が一の災害発生時に協会、自治体、国及び関係機関が密接に連携して災害対応にあたり、博覧会の安心・安全の確保に資することを目的とする。

### 第2節 方針

協会は、「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づき、経済産業省の指定を受け、博覧会の運営等に係る業務を行うこととされている唯一の団体であることを踏まえ、博覧会運営における防災について、以下の方針に基づき、国、大阪府、大阪市その他の関係機関との連携・連絡体制を構築し、来場者等の安全確保に万全を期する。

- (1) 協会は、平時より、危機管理センターにおいて、会場の警備、防災、医療救護の各活動の統括を行うとともに、国、大阪府、大阪市、消防、警察等の関係機関との連絡調整を実施する。

また、危機管理センターでは、来場者輸送に関する統括・調整を行う来場者輸送情報センター（仮称。以下同じ。）と連携し、災害時等における交通状況の把握、来場者の帰宅支援の調整等を行う。

- (2) 協会は、大規模災害が発生した場合は、本計画に基づき、危機管理センターを中心に速やかに情報収集、応急措置等を開始するとともに、災害対策本部を設置するなど必要な体制を構築する。
- (3) 協会は、大規模災害により、多数の来場者の帰宅が困難になった場合に備え、備蓄品や一時滞在施設の確保、周辺交通に関する情報の提供、帰宅支援、要配慮者への対応など、国、大阪府、大阪市その他の関係機関と緊密に連携し、必要な体制を構築する。
- (4) 消防関係法令等に基づき、協会及び参加者が連携して、防火・防災等への対応を行う。

- (5) 協会は、博覧会が多くの公式参加者により構成され、外国人来場者が多数見込まれることに鑑み、災害対応やその準備段階に当たっては、可能な限り多言語による情報提供に努めるものとする。

### 第3節 用語の定義

	用語	説明
1	避難と移動	避難とは災害発生時に、危険な場所や状況を避けて、安全な場所へ立ち退くことをいい、移動とは地震などの災害により帰宅できなくなった来場者等が、一時的な滞在場所へ移ることをいう。 (例) 火災発生時に屋外へ避難する。 (例) 舞洲の会場外一時滞在施設へ移動する。
2	アクセスルート	舞洲、咲洲から会場がある夢洲へのバスや鉄道の移動ルート。具体的には夢舞大橋、夢咲トンネル、大阪メトロの3ルートとなる。
3	一時滞在施設	地震などの災害により帰宅できなくなった来場者等の一時的な滞在場所として、夢洲、舞洲及び咲洲の会場内外に開設される帰宅困難者の受入施設のこと。
4	会場内 一時滞在施設	会場内の建物（催事施設やパビリオン等）で、来場者等が一時滞在することができる施設。
5	会場外 一時滞在施設	会場外の夢洲、舞洲、咲洲にある建物で、来場者等が一時滞在することができる施設。
6	施設管理者	施設長又は管理者のことで、施設全体の管理業務を行う者で、一時滞在施設の利用に関する判断及び調整を行う。
7	要配慮者	外国人、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、子ども、傷病者、難病患者、体調が優れない方等とその同伴者。
8	消防隊	会場及び万博P&R駐車場等をそれぞれ管轄する消防機関（大阪市消防局、堺市消防局又は尼崎市消防局）の消防隊。 会場内の管理棟には大阪・関西万博消防センターが設置され、大阪市消防局の消防隊が常駐する。

## 第2章 組織体制

### 第1節 平時からの体制

#### 1 危機管理センターの運用

##### (1) 人員配置

危機管理センターには次の人員を配置し、災害対策活動を統括する。

- ア 危機管理センター長
- イ 危機管理センター員
- ウ 協会警備隊大隊長
- エ 協会警備隊
- オ 統括医療責任者
- カ 関係機関のリエゾン

##### (2) 設置機器

危機管理センターにおいて、会場内及び周辺の災害情報等を収集するとともに、必要な情報発信ができるよう、会場内に次の機器を設置する。

- ア 監視カメラ
- イ 消防設備等の総合操作盤
- ウ 気象観測機器、テレビ放送用モニター（災害情報、交通情報等）
- エ 有線電話、無線通信機器
- オ 会場内緊急放送設備
- カ デジタルサイネージ

##### (3) 運用要領

危機管理センターは次のとおり運用する。

- ア 協会内の関係各局（以下「各局」という。）と連携し、監視カメラ、会場内緊急放送及びデジタルサイネージ等の機器を活用し、会場内の情報収集及び来場者への情報発信等（表1）を行う。

表1 災害発生時等における会場内での呼びかけ事項例

災害	伝達内容例
地震	<ul style="list-style-type: none"><li>・身の安全を確保、慌てて屋外に飛び出さないなど落ち着いた行動</li><li>・揺れが収まった後の屋外避難場所への避難</li></ul>
津波	<ul style="list-style-type: none"><li>・夢洲は嵩上げされており安全であること、慌てて高所に殺到するのは、かえって危険であること</li><li>・落ち着いて、一旦、会場内で待機すること</li></ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>・雨雲情報</li><li>・大屋根リング上への立入制限（必要に応じ）</li><li>・傘や帽子など飛散防止（強風を伴う時）</li></ul>

落雷	・会場内の高所等、落雷のリスクがある場所からの退避、立入制限 ・屋内等の安全な場所への退避
猛暑	・こまめな水分・塩分補給、日傘や帽子の着用、涼しい屋内への退避
火災	・火災の状況に応じた、安全と判断される場所への避難
その他	・その他災害等の状況に応じた、安全と判断される場所への避難

イ 来場者輸送情報センターと連携の上、来場者情報及び交通情報を常時モニタリングし、危機事象の発生に備える。

ウ 会場内に設置する気象観測機器や、気象庁・民間気象会社等から地震・気象情報を収集し、災害発生に備える。

エ 協会警備隊及び協会救護隊を運用し、火災発生や傷病者発生の通報に対応する。

オ 会場内に配置される協会警備隊や医療救護施設からの情報を集約し、協会警備隊及び協会救護隊に的確な指示を行うとともに、会場内に常駐する大阪市消防局、大阪府警察、海上保安庁と情報を共有し、災害対応に関する調整を行う。

## 2 避難誘導・救助等に従事する組織等

### (1) 各管理区域の自衛消防の組織

協会や参加者がそれぞれ管理する区域に設置する組織で、各施設に勤務する勤務者等が消防計画に定められた役割により活動する。

### (2) 協会警備隊

会場内の通路や広場などのほか、会場全体において来場者等の避難誘導等の災害対応を行う部隊。

### (3) 交通警備隊（仮称。以下同じ。）

来場者輸送情報センターによる統括・調整のもと、交通ターミナル及び万博P&R駐車場等で利用者の避難誘導等の災害対応を行う部隊。

### (4) 協会救護隊

医療救護施設の人員等で編成され、会場全体において来場者の救護活動等の災害対応を行う部隊。

### (5) その他

上記のほか、協会職員及び各スタッフは、本計画、災害対策本部が決定した活動方針、役割分担に沿って各局横断的に来場者等の安全確保のため必要な活動を行う。

各局長は、自らの局で対処すべき事項を特定し、部下職員等を指揮して対応に当たるとともに、活動状況等を災害対策本部に報告する。

### 3 災害等への対処のため会場に常駐する関係機関

会場内には、災害の発生等に備え、次の関係機関が常駐する。協会は、会場内及びその周辺で災害等が発生した場合には、これら関係機関に必要な協力を行い、連携して対応する。

#### (1) 大阪市消防局

災害等発生時における対応のほか、主に火災予防に関する事項について連携する。

#### (2) 大阪府警察

災害等発生時における対応のほか、主に犯罪の予防、事故防止に関する事項について連携する。

#### (3) 海上保安庁

災害等発生時における対応のほか、主に夢洲付近の海域における海上警戒に関する事項について連携する。

### 4 上記以外の関係機関との連携

協会は、次の関係機関について、博覧会期間中の災害等発生時のみならず、期間前の準備期間から災害時における対応について必要な調整を実施し、確実な連絡体制を構築するなど、防災に関する連携強化を図る。

#### (1) 大阪府・大阪市

ア 博覧会期間前より災害等発生時に備えた会場外一時滞在施設の確保、帰宅困難者に対する帰宅支援策の検討、備蓄等に関する事項等について連携、協力し、相互に調整して準備を進める。

イ 博覧会期間中においては、災害等の発生に備え、大阪府、大阪市は職員をリエゾンとして会場内に派遣し、災害情報の共有、避難又は帰宅困難者の支援、救援物資に関する事項について常時連携できる体制を構築する。

#### (2) その他自治体等

万博P&R駐車場を管轄する自治体（堺市又は尼崎市）や関係機関とは、博覧会期間中において、災害情報の共有、万博P&R駐車場や一時的な滞在所からの避難又は帰宅等に関する事項について連携できる体制を構築する。

#### (3) 大阪管区气象台

気象情報に関する対応について助言を受けられるよう連絡体制を構築する。

#### (4) 大阪メトロ

来場者輸送情報センターにおいて、大阪メトロの運行状況を常時把握できる体制を構築し、夢洲駅付近で災害が発生した場合には相互に連携した活動を行う。

## 第2節 災害等発生時の体制（準備体制も含む。）

### 1 災害等の情報連絡体制

平時より、危機管理センターにおいて、会場及びエントランス広場の雑踏状況や気象情報等を収集し、安全な会場運営や、天候の急変等への対応に万全を尽くす。

各局においても必要な情報収集を実施し、危機管理センターとの連携を図る。

### 2 災害対策本部

各局の災害情報集約及び対応の統制を図ることを目的として、事務総長を長として設置する。

大規模災害等が発生した場合には、国、大阪府、大阪市、参加者等の関係機関との連絡調整を行うとともに、協会としての対応方針を決定し、各局の災害対策活動を調整する。

#### (1) 設置基準

協会は、危機管理センターを中心とする平時の情報収集、会場の警戒警備に加え、事前の減災対策、来場者の安全確保、関係機関との連絡調整、広報等について総合的な対応が必要となる事象が発生し、又は発生が見込まれる場合、次の基準により協議のうえ災害対策本部を設置するものとする。

地震・津波、風水害等における詳細の設置基準は表2のとおり。

表2 災害対策本部設置基準

種別	設置基準
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大阪市で震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき</li><li>・ 大阪府に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき</li><li>・ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき</li><li>・ その他事務総長が必要と認めたとき</li></ul>
風水害等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大阪府に台風が上陸または接近するおそれがあり、大阪府内の陸上で最大風速30m/s以上が予想されるとき</li><li>・ 大阪府に特別警報が発表されるとき</li><li>・ 会場内で屋内への退避を呼びかける見込みがあるとき</li><li>・ その他事務総長が必要と認めたとき</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会場でその他災害・事故が発生したとき</li><li>・ その他事務総長が必要と認めたとき</li></ul>

#### (2) 組織体制

災害対策本部の組織体制は、迅速な対応ができるよう、会場の運営体制を基本として構成する。

(3) 災害対策本部長等の職務

ア 災害対策本部長

災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

イ 災害対策本部員

災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(4) 事務局

災害対策本部は、災害の規模等に応じて事務局を設置する。

ア 事務局の体制

事務局に総括班及び運営班を設置し、災害対策本部の運営を補助する。

イ 事務局の役割

名称	担当	主な役割
総括班	経営企画室 総合戦略室 危機管理局	<input type="checkbox"/> 災害対策本部員の招集 <input type="checkbox"/> 関係省庁、万博推進局との連絡調整 <input type="checkbox"/> 会議に係る議事進行及び総合調整 <input type="checkbox"/> 会場の被災状況の確認及び集約 <input type="checkbox"/> 会場の復旧状況の把握 <input type="checkbox"/> その他必要な情報の集約
運営班	総務局	<input type="checkbox"/> 事務局要員の招集 <input type="checkbox"/> 会議の開催に係る準備及び設定 <input type="checkbox"/> その他庶務全般

ウ 事務局の増員

事務局は、災害の規模に応じて、各局から必要な人員を招集し総括班、運営班の増員を行う。

(5) 対応方針の決定

災害対策本部は、会場の被災状況、周辺の交通状況、負傷者等の状況などを踏まえ、閉場の判断を含む対応策を検討し、対応方針を決定する。

### 第3節 職員の役割分担等

災害が発生し、又は発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うために、各局は災害対応に必要な職員・スタッフの役割分担、人員数、参集方法・場所等を予め定める。

## 第3章 研修・訓練

### 第1節 防火・防災研修

#### 1 協会職員等に対する研修

協会は協会職員、協会の避難誘導・救助等に従事する組織等及び会場スタッフ等に対し、必要な防火・防災研修を行うものとする。

#### 2 防火管理者に対する研修

- (1) 協会は、各パビリオン等の防火管理者に向けて、万博会場における防火・防災に関する研修を適宜開催する。
- (2) 各パビリオン等の防火管理者は、自己が管理するパビリオン等の従業員に対する防火・防災研修を適宜実施する。

#### 3 防火・防災研修の内容

防火・防災研修の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 防災基本計画及び防災実施計画等について
- (2) 火災の予防について
- (3) 自衛消防の組織の編成及び任務について
- (4) 消防用設備等の機能及び取扱いについて
- (5) 危機管理センターの役割と連絡要領について
- (6) 地震・津波（南海トラフ巨大地震を含む。）に関する知識について
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項について

### 第2節 防火・防災訓練

#### 1 協会が実施する訓練

協会は、火災、地震その他の災害等が発生した場合に備えて、次の訓練を実施する。

##### (1) 総合訓練

協会は、参加者及び関係機関と合同で総合訓練を実施する。

ア 火災総合訓練

イ 地震総合訓練

##### (2) 集合訓練

協会は、参加者等を集めた集合訓練を実施する。

ア 消火訓練

イ 通報訓練

ウ 避難・避難誘導訓練

エ 応急手当訓練

### (3) 個別訓練

協会職員や警備員、各スタッフ等が個別で実施する。

- ア 情報伝達訓練（図上）
- イ 消火訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 救出救護訓練
- オ 消防隊の誘導・情報提供訓練
- カ 機器・防災資機材等の取扱い訓練

## 2 防火管理者が実施する訓練

各施設の防火管理者は、必要に応じて、協会が主催する総合訓練や集合訓練とは別に自衛消防訓練及び防災訓練を実施すること。

なお、訓練を実施するにあたり、消防隊又は協会職員の立ち合い等について調整すること。

## 第4章 地震・津波編

本章では、2025年日本国際博覧会防災基本計画（以下「基本計画」という。）の災害想定に基づき、会場周辺にも大規模な被害が想定され国や大阪府、大阪市等の関係機関への支援要請が必要となる直下型地震と海溝型地震（南海トラフ巨大地震等）発生の際の対応要領について記載する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合は、国、自治体及び公共交通機関と調整・連携し対応について検討する。

### 第1節 大阪府・大阪市との情報共有、支援要請

発災時、協会は、会場内外に指定する一時滞在施設への誘導や備蓄品の提供により、来場者の安全を確保するとともに、大阪府・大阪市等に対し、被害状況等を報告し、必要に応じて支援要請を実施する。

また、鉄道が運休する場合などには、帰宅困難者の発生が見込まれることから、大阪府、大阪市と緊密に連携し、会場内に滞在する帰宅困難者に対し、必要な帰宅支援を実施する。

	協会	大阪府・大阪市
エリア	会場 夢洲、舞洲、咲洲の一部（一時滞在施設）	大阪府域※ 大阪府域
役割	【博覧会期間前】 <input type="checkbox"/> 会場内・会場外一時滞在施設の確保 <input type="checkbox"/> 備蓄の確保	【博覧会期間前】 <input type="checkbox"/> 会場外一時滞在施設の確保の支援 <input type="checkbox"/> 備蓄の支援
	【博覧会期間中】 <input type="checkbox"/> 負傷者の応急救護活動 <input type="checkbox"/> 来場者の避難誘導 <input type="checkbox"/> 発災時の会場内・会場外一時滞在施設の使用に関する調整 <input type="checkbox"/> 会場内・会場外一時滞在施設への誘導 <input type="checkbox"/> 備蓄品の配布 <input type="checkbox"/> 帰宅支援	【博覧会期間中】 <input type="checkbox"/> 夢洲、舞洲、咲洲から府内、府外への帰宅支援（輸送手段の確保含む。） <input type="checkbox"/> 食料等の救援物資の追送 <input type="checkbox"/> 国、関西広域連合、その他関係機関との調整

※ 府域外への帰宅支援（代替輸送）を含む。

## 第2節 一時的な滞在場所の確保

大規模地震が発生した場合、周辺交通の復旧に時間を要することや、被害状況によっては、沿岸部から大阪市内への移動が困難となる可能性も想定される。

また、特に繁忙期においては、会場内の建物にすべての来場者を収容することが難しい状況も想定されるため、会場内だけでなく会場の近隣地域（夢洲、舞洲及び咲洲）にも一時的な滞在場所を確保する。

### 1 一時滞在施設

#### (1) 会場内一時滞在施設

次に掲げるもののうち、安全が確認され、かつ施設管理者により一時滞在施設としての使用が許可された建物を使用する。

ア 催事施設

イ 休憩所

ウ パビリオン

エ 大屋根リング

オ その他一時滞在施設として利用可能な建物

- (2) 会場外一時滞在施設  
夢洲、舞洲及び咲洲において、一時滞在施設として利用可能な建物を確保する。
- (3) 要配慮者用施設  
要配慮者の方が屋内で待機できるよう、EXPO メッセ等の収容力があり設備が整っている施設を要配慮者用施設として確保する。

## 2 その他の一時滞在场所

交通ターミナルに駐車しているシャトルバスや、舞洲万博P&R駐車場の自家用車等を活用する。

## 3 一時滞在施設の運営

会場における一時滞在施設の運営は、施設管理者を中心に次の事項等に留意して行う。また、会場外一時滞在施設を利用する場合、協会は、当該一時滞在施設の施設管理者の協力を得て、運営する。

- (1) 施設管理者は、建物の安全確認や設備の稼働状況を確認し、来場者の受入可否及び受入人数を検討する。
- (2) 協会は、参加者等が管理する建物を一時滞在施設として利用する場合、当該施設の施設管理者と協会職員との連絡体制を構築する。
- (3) 施設内における受入場所を指定するとともに、要配慮者用スペース、女性専用スペースを確保するなど、可能な限り滞在者の特性に配慮する。
- (4) 危機管理センターと連携し、来場者に災害情報や帰宅に関する情報提供を行う。

## 第3節 津波を伴わない地震発生時の対応（直下型地震）

本節では津波を伴わない地震が発生し、発災後、おおよそ1日（12時間～24時間）でアクセスルートが順次通行可能となる場合の対応について記載する。

また、アクセスルートが通行可能となる時期が発災2日目以降になる場合の想定については、第4節「津波を伴う地震発生時の対応（海溝型地震：南海トラフ巨大地震等）」に準じて対応するものとする。

### 1 基本方針

協会は、来場者等の人命救助、安全確保のため、会場に常駐する大阪市消防局、大阪府警察の活動に協力し、これら関係機関や参加者等と連携して活動する。

また、大阪府、大阪市から市内の被害状況や、市内の帰宅困難者の発生状況等の情報収集に努め、来場者が安全に帰宅できるよう支援するものとする。

## 2 フェーズ区分

地震発生後、協会は、目的・方針に応じて、5段階のフェーズに区分された災害対策活動を順次実施する。災害時には、危機管理センターからフェーズ移行について発信することで、協会全体の意思統一及び活動の円滑化を図る。

区分	目的・方針	主な対策
フェーズⅠ	生命・安全の確保 状況確認	身を守る行動を呼びかけ 負傷者の把握、施設の被害確認 応急救護活動
フェーズⅡ	救援・安心の提供	来場者の避難誘導・待機 会場内施設の安全確認 公共交通機関及び道路の状況把握
フェーズⅢ	環境変化・改善 ※	一時滞在施設への誘導 保温シート等の備蓄品の配布開始 食料・飲料水の配布開始
フェーズⅣ	環境の安定化 ※	一時滞在者の支援 食料・飲料水等の備蓄品の継続的な配布
フェーズⅤ	帰宅	交通情報の提供等、帰宅支援 平時の来場者輸送を行うバス事業者等への協力要請

※ アクセスルートに関わる公共交通機関一部運転再開・道路の一部啓開の状況により、帰宅開始（フェーズⅤへ移行する）

## 3 大阪府・大阪市との連携

直下型地震のシナリオのひとつとして、各フェーズの目安の時間を示し、協会及び大阪府・大阪市の連携については次のとおり行う。

時間	協会	大阪府・大阪市
フェーズⅠ （発災後） （1時間）	<input type="checkbox"/> 身を守る行動を呼びかけ <input type="checkbox"/> 負傷者の把握、施設の被害確認 <input type="checkbox"/> 応急救護活動	<input type="checkbox"/> 府内・市内の被害状況の情報収集 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の被害状況の情報収集
フェーズⅡ （発災後） （1～6時間）	<input type="checkbox"/> 屋外にいる来場者を屋外避難場所へ誘導 <input type="checkbox"/> 一時滞留者に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 一時滞在施設の開設準備（要配慮者優先） <input type="checkbox"/> 周辺交通等に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 会場内飲食店への協力要請 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、その他備蓄品の	<input type="checkbox"/> 道路及び鉄道の運行状況、復旧状況等の情報収集、提供 <input type="checkbox"/> 府内・市内の被害状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の被害状況の情報提供

	配布準備	
フェーズⅢ 〔発災後〕 〔6～12時間〕	<input type="checkbox"/> 一時滞在施設への案内・誘導 <input type="checkbox"/> 協会及び事業者が行う来場者輸送に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 府市が行うバス等代替輸送に関する調整 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、その他備蓄品の配布	<input type="checkbox"/> アクセスルートを含む輸送路の情報収集 <input type="checkbox"/> 主要ターミナル周辺等の混雑状況の確認 <input type="checkbox"/> バス等による代替輸送の検討・調整開始
フェーズⅣ フェーズⅤ 〔発災後〕 〔12～72時間〕	<input type="checkbox"/> 一時滞在施設での支援 <input type="checkbox"/> 協会及び事業者が行う来場者輸送の方法により帰宅 <input type="checkbox"/> 徒歩帰宅可能者は徒歩により帰宅	<input type="checkbox"/> アクセスルートを含む輸送路の通行可否等の確認 <input type="checkbox"/> 主要ターミナル周辺等の混雑状況に応じた輸送調整 <input type="checkbox"/> 船舶による代替輸送の検討
フェーズⅤ 〔発災後〕 〔72時間以降〕	<input type="checkbox"/> バス等代替輸送に関する案内・誘導	<input type="checkbox"/> バス等代替輸送による搬送開始

#### 4 安否確認

##### (1) 協会職員・各スタッフ

発災後、協会職員及び各スタッフの安否確認を行う。

##### (2) 参加者・来場者

協会職員及び各スタッフは、自己の安全を確保した後、参加者及び来場者の安否確認を行う。なお、人命に関わる情報は危機管理センターで集約する。

#### 5 地震発生時の対応業務の計画

協会は、図1「地震対応フロー図」に基づき活動するものとし、各局は、基本計画に記載する主な任務に応じて地震発生時の業務を特定し、必要な人員体制の確保を計画する。



図1 地震対応フロー図

## 6 避難計画

### (1) 発災時の避難行動

ア 来場者等に対しては、落下物に注意しつつ、その場で自身の安全を確保するよう呼びかけを行う。特に屋内の来場者には、むやみに屋外へ飛び出さないよう注意喚起する。

イ 気象庁の発表により、津波の発生がないことが確認された場合、速やかに情報提供を実施する。

ウ 建物が安全な場合、屋内の来場者に対しては、混雑による混乱を回避するため、屋内での一時待機を優先する。

エ 屋外の来場者には、会場内の混雑状況の緩和及び緊急車両の通路確保のため、屋外避難場所へ誘導する。

(2) 屋外避難場所

屋外避難場所は、会場内の避難場所を優先し、会場内の混雑状況により会場外の避難場所への誘導を検討する。

	会場内	会場外
屋外避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外催事場 (EXPO アリーナ)</li> <li>・ 西ゲート広場</li> <li>・ 東ゲート広場</li> <li>・ 太陽の広場</li> <li>・ 進歩の広場</li> <li>・ いのちのパーク</li> <li>・ 調和の広場</li> <li>・ 風の広場</li> <li>・ 空の広場</li> <li>・ 光の広場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東エントランス広場</li> <li>・ 西エントランス広場</li> <li>・ 夢洲第1交通ターミナル</li> <li>・ 夢洲第2交通ターミナル</li> <li>・ 夢洲障がい者用駐車場</li> <li>・ 夢洲自転車駐車場</li> </ul>

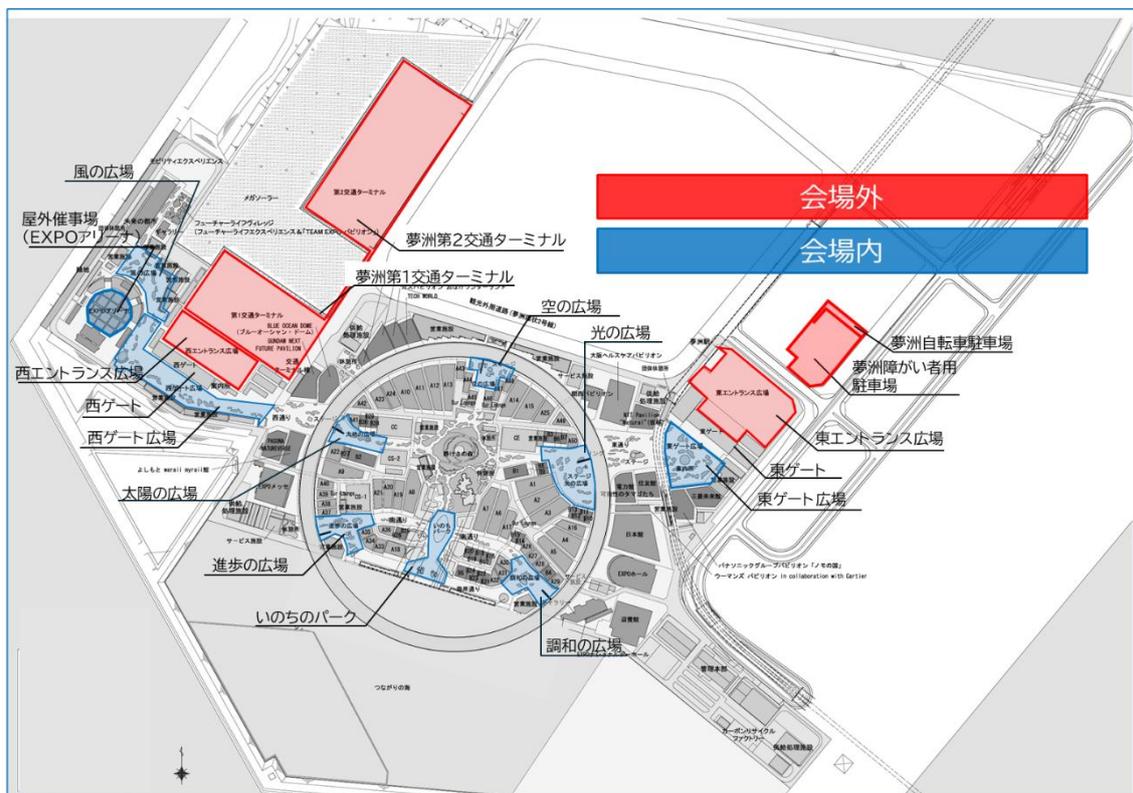


図2 屋外避難場所一覧図

### (3) 避難誘導要領

#### ア 基本方針

人命救助を最優先とし、来場者等の混乱防止及び不安の払拭に努めるものとする。

#### イ 誘導員の配置

来場者の安全が確保できるよう協会警備隊、交通警備隊及び会場スタッフを誘導員として配置する。

#### ウ 避難情報の表示

会場に設置されたデジタルサイネージ、ユニバーサルデザインを用いた案内表示にて、避難情報を表示する。

#### エ 放送等による周知

会場内緊急放送設備にて、災害発生、避難誘導等に関するアナウンスを行うとともに、来場者向け公式アプリでのプッシュ通知及び「お知らせ」で周知する。

#### オ 要配慮者への対応

要配慮者など、避難行動において支援が必要な来場者には、協会警備隊、交通警備隊及び会場スタッフが支援を行う。

### 7 一時滞在施設の確保

会場内の被害状況及び周辺の交通状況等を踏まえ、帰宅困難者の発生が見込まれる場合は、各施設管理者と調整し、一時滞在施設として利用可能な施設を確保する。

### 8 会場外一時滞在施設への移動

交通の復旧が翌日以降となるなど、同日中に帰宅するのが困難であり、かつ、すべての来場者を会場内の建物に収容できるだけの一時滞在施設が確保できない場合には、会場外に確保した一時滞在施設へ来場者を移動させる。

ただし、移動については来場者の安全が確保できる場合に限るものとし、移動時の安全確保については、必要に応じて、関係機関に協力を要請する。

### 9 アクセスルートの確認

協会は、地震発生後、夢舞大橋、夢咲トンネルの通行状況及び大阪メトロの運行状況などについて、大阪港湾局、大阪メトロ等の関係機関から情報収集を実施する。

### 10 備蓄品の配布

備蓄品の配布については、第10章「備蓄」のとおり。

## 11 帰宅支援

協会は、公共交通機関等の復旧状況に応じて、大阪府・大阪市及び関係機関と連携し、来場者が駅や空港などの主要なターミナル等へとアクセスできるよう必要な情報提供、交通手段の調整等を行う。

### (1) 帰宅に関する情報提供

来場者に対し、大阪府・大阪市、関係機関及び鉄道事業者等から提供される災害情報や鉄道等の運行再開の目途などの情報を適宜伝達する。

### (2) 帰宅のための来場者輸送の再開（万博P&R駐車場等、バス、船舶）

ア 協会は、バスの運行が可能な場合、万博P&R駐車場等への来場者輸送を行う。

イ 協会は、会場までの輸送を行うバス事業者及び船舶運航事業者に対し、来場者輸送の協力依頼を行う。

### (3) 船舶による代替輸送

協会は、大阪府・大阪市が船舶による代替輸送を行う場合、必要に応じて、コンテナターミナルに大型船が着岸できるよう大阪府、大阪市を通じて国に要請するなど、使用する船着き場の調整を行う。

### (4) その他

協会は、徒歩帰宅者に対し、大阪市内の被害状況や徒歩移動する際に危険な場所など、必要な情報提供を行う。

## 12 救急車の利用が困難な場合の傷病者の場外搬送

救急車が利用できない状況で傷病者の搬送が必要となった場合は、ヘリコプター、船舶の利用について関係機関と調整を行う。

### (1) ヘリコプターの離着陸場

ア 管理棟の駐車場の一部を設定（会場東側）

イ 空飛ぶクルマの離着陸場（パーティポート、会場西側）

ウ その他付近に離着陸できる場所を設定

### (2) 船着き場

ア 夢洲北岸浮棧橋

イ その他付近の船着き場等

## 第4節 津波を伴う地震発生時の対応（海溝型地震：南海トラフ巨大地震等）

本節では、津波被害が想定される海溝型地震発生時の対応について記載する（被害規模が最大となる南海トラフ巨大地震を想定）。

なお、第3節「津波を伴わない地震発生時の対応（直下型地震）」で記述した項目のうち、同様の対応になるものは記述を省略する。

## 1 基本方針

南海トラフ巨大地震は、津波を伴う地震であり、かつ、大阪市内を問わず全国的な被害が想定されている大地震である。よって、協会は、来場者等の安全を確保するために、より一層、国、自治体をはじめ関係機関と連携し、来場者の早期帰宅を目標に活動する。

なお、被災状況によっては国及び自治体等への支援要請を行い、国及び自治体等と連携して来場者の避難又は帰宅支援にあたる。

## 2 大阪府・大阪市との連携

海溝型地震のシナリオのひとつとして、各フェーズの目安の時間を示し、協会及び大阪府・大阪市の連携については次のとおり行う。（各フェーズにおける災害対策活動の目的・方針は直下型の場合と同様。）。

フェーズ	協会	大阪府・大阪市
フェーズⅠ （発災後 1時間）	<input type="checkbox"/> 身を守る行動を呼びかけ <input type="checkbox"/> 負傷者の把握、施設の被害確認 <input type="checkbox"/> 応急救護活動 <input type="checkbox"/> 津波情報の収集・伝達	<input type="checkbox"/> 府内・市内の被害状況の情報収集 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の被害状況の情報収集
フェーズⅡ （発災後 1～6時間）	<input type="checkbox"/> 津波情報に応じた避難誘導 <input type="checkbox"/> 一時滞留者に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 一時滞在施設の開設準備（要配慮者優先） <input type="checkbox"/> 周辺交通等に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 会場内飲食店への協力要請	<input type="checkbox"/> 府内・市内の被害状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の被害状況の情報提供
フェーズⅢ （発災後 6～12時間）	<input type="checkbox"/> 一時滞在施設への案内・誘導 <input type="checkbox"/> 協会及び事業者が行う来場者輸送に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 府市が行うバス等代替輸送に関する調整 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、その他備蓄品の配布	<input type="checkbox"/> アクセスルートを含む輸送路の情報収集 <input type="checkbox"/> 主要ターミナル周辺等の混雑状況の確認 <input type="checkbox"/> バス等による代替輸送の検討・調整開始
フェーズⅣ （発災後 12～72時間）	<input type="checkbox"/> 一時滞在施設での滞在 <input type="checkbox"/> 食料、飲料水、その他備蓄品の継続的な配布 <input type="checkbox"/> 協会及び事業者が行う来場者輸送の検討 <input type="checkbox"/> 船舶運航事業者への協力要請	<input type="checkbox"/> アクセスルートを含む輸送路の通行可否等の確認 <input type="checkbox"/> 主要ターミナル周辺等の混雑状況に応じた輸送調整 <input type="checkbox"/> 道路及び鉄道の運行状況、復旧状況等の情報収集、提供

	<input type="checkbox"/> 津波注意報解除の情報を来場者へ提供	<input type="checkbox"/> 船舶による代替輸送の検討
フェーズⅤ （発災後 72時間以降）	<input type="checkbox"/> 徒歩帰宅可能者は徒歩により帰宅（市内の浸水地域等を考慮） <input type="checkbox"/> バス等代替輸送に関する案内・誘導	<input type="checkbox"/> バス等代替輸送による搬送開始

### 3 津波警報等発表時における対応

#### (1) 基本方針

次の方針のもと、来場者の安全を確保し適切に誘導する。

ア 大阪府に大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合は、冷静な対応を呼びかける（パニック防止）。

イ 周辺の被災状況やアクセスルートの状況が分からないまま大挙して移動するのは危険であるため、来場者には周辺の状況が判明するまでの間、会場内で一時待機するよう呼びかける。

ウ 津波浸水想定区域に位置する堺、尼崎の万博P&R駐車場においては、各自治体のハザードマップ等を活用し、避難場所に誘導する。

#### (2) 情報提供

来場者に対し、津波警報等に関する情報を提供するとともに、アクセスルートの運行休止状況など一時滞在や帰宅に必要な情報を提供する。

### 4 南海トラフ地震臨時情報発表時における対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合は、国、自治体及び交通機関等からの関連情報の収集に努めるとともに、災害対策本部を設置し、これら機関と対応について調整する（会場周辺の地震による場合は、本章の対応を実施し、来場者の安全確保を図る。）。

## 第5章 風水害編

博覧会期間中には、台風の発生が見込まれる季節を含むことから下記により対応することとする（豪雨発生時には台風時の大雨対策に準じて対応するものとする。）。

### 第1節 台風

#### 1 基本方針

台風の規模や進路予想は、気象情報により、事前に情報が入手できるため、会場に影響が及ぶ場合などには、屋外イベントの中止等の営業内容の変更や営業時間の短縮、閉場を行うことなどにより、帰宅困難者の発生を防ぐとともに、来場者の安全を確保する。

#### 2 フェーズ区分

台風発生から最接近までの状況を、5段階のフェーズに区分して、各フェーズにおける状況等を記載する。

区分	最接近までの時間（目安）	状況等
フェーズⅠ	最接近5日～3日前	発生した台風が、大阪府域に接近する進路予想 大阪府域が暴風警戒域（暴風域に入るおそれのある範囲）に入る
フェーズⅡ	最接近2日～1日前	気象台が行う台風説明会への参加 営業内容の変更や営業時間の短縮、閉場等対応の検討
フェーズⅢ	最接近24時間～12時間前	夢洲が強風域（最大風速15m/s以上の風の範囲）に入る 大雨警報、暴風警報等の発表
フェーズⅣ	最接近12時間～最接近	夢洲が暴風域（最大風速25m/s以上の風の範囲）に入る 公共交通機関の計画運休 大雨、暴風による被害発生 警戒活動
フェーズⅤ	台風が過ぎ去った後	大雨警報、暴風警報等の解除 台風による被害の確認 営業再開に向けた措置

#### 3 情報収集

協会は次の方法により台風情報を収集する。

- (1) 気象庁による台風情報等
- (2) 民間気象会社からの情報
- (3) 会場内に設置した気象観測機器

#### 4 アクセスルートの確認

協会は、大雨や強風により交通網に影響を及ぼす可能性が考えられる場合、夢舞大橋、夢咲トンネルの通行状況及び大阪メトロの運行状況などについて、大阪港湾局、大阪メトロ等の関係機関から情報収集を実施する。

#### 5 強風対策

- (1) テントやパラソル、椅子など飛散しやすいものの整理・整頓、固定又は除去
- (2) キッチンカーなど屋外での販売抑制
- (3) 強風時に危険な場所への立入制限（大屋根リング上、各施設テラス部等、屋外高所部。）
- (4) 飛散物などによる窓、ガラス等の破損防止措置
- (5) トラックなど風の影響を受けやすい車両の退避や停車措置

#### 6 大雨対策

- (1) 会場内の巡回による危険個所の把握
- (2) 建物への浸水を防ぐための土嚢や止水板等の準備
- (3) 建物の出入り口や窓の閉鎖
- (4) 建物への浸水があった場合の避難

#### 7 高潮・波浪対策

- (1) 会場内護岸周辺部分の状況確認
- (2) 危険な状況が確認されたエリアからの避難誘導

#### 8 警戒活動

協会は、会場内の建物や設備等に被害がないか警戒活動を行う。

#### 9 開場（再開）に向けての措置

協会は、台風通過後、会場内の被害状況を確認し、必要な復旧作業等を行う。

### 第2節 設備等の把握

協会は、会場内の排水設備や建物地階部分など、風水害の際に注意が必要な施設等を把握し、応急対策に備える。

- (1) 万博会場の排水設備
- (2) 備蓄倉庫、水防資機材
- (3) 避難場所
- (4) その他

## 第6章 落雷編

博覧会期間には、雷の原因となる積乱雲が発達しやすい夏季（7～9月）を含むことから、落雷による被害を防止するため下記対策を実施する。

### 第1節 落雷事故の防止

#### 1 基本方針

気象会社からの情報等により落雷リスクの上昇を早期に把握することで、来場者が屋内等へ安全に退避できるよう誘導する。

また、周囲と比べて比較的高所となる大屋根リング等の施設や、屋外で多数の観客が集まり、退避に時間を要するようなイベント等については、一時的な立ち入り制限やイベントの変更・中断・中止を行うことなどにより、来場者の安全を確保する。

#### 2 情報収集・情報発信

##### (1) 情報収集

次の手段により落雷に関する情報を収集する。

ア 気象庁による雷注意報等

イ 落雷リスクを検知するシステム

##### (2) 情報発信・誘導

雷雲の接近等により、落雷リスクの上昇が見込まれる場合は、会場内の緊急放送設備によるアナウンスや来場者向け公式アプリを通じた注意喚起などにより、屋内等への退避を呼びかけるほか、会場内のスタッフや警備員による誘導を行う。

交通ターミナル等については、来場者輸送情報センターが危機管理センターと連携しながらスタッフや警備員による注意喚起等を行うとともに、状況により車両等への退避を呼びかける。

#### 3 応急対策

早めに対応する必要がある施設や場所等について、次のとおり対応する。

##### (1) 大屋根リング

大屋根リングは会場内で最も高い建物（地上高 20m）であり、屋上部分の歩廊は屋外であることから、雷雲接近時等には、落雷に注意する必要がある。リング上からの退避には一定の時間を要するため、会場周辺への雷雲の接近が見込まれる場合には、リング上からの早めの退避や立入制限を行う。

##### (2) 静けさの森

雷雲接近時には、樹木への落雷リスクを考慮する必要がある。静けさの森からの退避や立入制限には一定の時間を要するため、会場周辺への雷雲の接近が見込まれる場合には、早めの退避や立入制限を行う。

### (3) 屋外イベント

来場者が多数入場する屋外催事施設（EXPO アリーナ）等で実施される屋外イベントについては、早めに一時中断等の判断を行う。

## 第2節 落雷時の措置

協会は、会場に落雷があった場合、ただちに負傷者や火災が発生していないか確認し、その後、施設の破損、設備の故障、停電などの被害確認を行う。

万が一、負傷者が発生した場合は、大阪市消防局に通報するとともに、会場内の医療救護施設から医療スタッフを現場に派遣して応急措置を実施するなどの対応を行う。

## 第7章 猛暑編

会場内には医療救護施設を設置し、熱中症患者発生時の対応に備えるとともに、環境省「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020」等を参考に、暑さ指数(WBGT)を指標とした対策を実施する。

### 第1節 熱中症対策

#### 1 来場者への呼びかけ・啓発

来場者向け公式アプリによる通知や放送設備、デジタルサイネージを利用して次の呼びかけ・啓発を行う。

- (1) 帽子や日傘等の利用推奨
- (2) こまめな休憩や水分補給
- (3) 熱中症警戒アラート等の情報
- (4) 会場内の日陰スポット、給水場所や休憩可能な施設の情報提供

#### 2 待機列に対する対策

##### (1) 東西エントランス広場での対策

- ア 来場者の人数に合わせ、十分なゲートレーン数を確保し、待ち時間を短縮
- イ 遮熱性アスファルト舗装による路面温度の低減
- ウ スポットエアコンによる送風

##### (2) パビリオン待ち列

- ア 入場予約制により、待ち時間を短縮
- イ 行列エリアに日射抑制（日よけ用の庇、すだれ、パーゴラ等）を設置

#### 3 会場内の日陰創出等

- (1) テント、パラソル、パーゴラや、静けさの森における日陰の創出

- (2) 微細ミスト、スポットエアコンの設置
- (3) 大屋根リング上の植栽による地表面の高温化防止
- (4) 西日抑制のため、大屋根リング下部へのシェード取り付け
- (5) 営業施設による日傘等熱中症対策グッズの販売

#### 4 給水環境の整備

- (1) 会場内各所に自動販売機、マイボトル給水機、ウォーターサーバーを設置
- (2) 営業施設、キッチンカー等における飲料水の販売

#### 5 屋外イベントでの対策

- (1) 屋外イベントにおける安全基準の策定  
イベント主催者は、イベントごとの安全基準を策定し、熱中症の発生を未然に防ぐ。
- (2) イベント主催者に対する暑熱対策指導  
協会は、イベント主催者に対し、イベントの内容に応じた暑熱対策の指導を行う。
- (3) イベント主催者による暑熱対応の呼びかけ  
イベント主催者は、イベントに参加している来場者に対し、自衛的な対応を呼び掛けるとともに、体調不良が発生した場合は、危機管理センターへ通報し、協会の指示に従い適切な対応を行う。

### 第2節 応急対策

熱中症患者が発生した場合、会場内に設置されている医療救護施設(診療所・応急手当所)で対応する。

万博P&R駐車場等で熱中症患者が発生した場合は、原則として交通警備隊より消防機関へ通報し、その指示に従う。

## 第8章 火災編

### 第1節 火災予防・出火防止

本節においては会場全体の火災予防・出火防止に関する事項について記述し、パビリオンや催事施設、営業施設等（以下「パビリオン等」という。）の火災予防に関する事項については、パビリオン等の防火管理者が消防計画で定めるものとする。

#### 1 出火防止

協会は法令等の定めるところにより、パビリオン等の火気使用について、参加者等に遵守させ安全管理に努める。

参加者等は、火災予防上危険な物件の持ち込みや行為について質疑がある場合、此花消防署と事前協議等を行うものとする。

#### 2 立入検査

博覧会期間中、会場内の火災予防上重要な建物について、此花消防署による立入検査が実施される。

#### 3 火気等の使用制限

パビリオン等において火気等の使用が必要な場合は、別途定める「防火・防災等に関するガイドライン」を参照し、此花消防署長に対し許可申請を行うこと。

#### 4 危険物等の持ち込み禁止等

会場への入場に際しては、別途定める「持込禁止物・禁止行為に関する関係者向けガイドライン」を参照し、遵守すること。

#### 5 放火防止

- (1) ゲートではAD証で協会職員やスタッフ、関係者等の入場管理を徹底し、侵入者の監視を行う。
- (2) 監視カメラの設置及び協会警備隊の定期的な巡回監視体制を確立する。

### 第2節 応急対策

会場内の建物等から出火した場合、パビリオン等の自衛消防の組織が初動対応し、協会警備隊、協会救護隊及び消防隊が連携し活動にあたる。

また、交通ターミナル及び万博P&R駐車場等で出火した場合については、交通警備隊が初動対応し、消防隊と連携した活動にあたる。

各施設の応急対策は、それぞれの防火管理者が消防計画で定めることとし、本節については主に危機管理センター、協会警備隊及び交通警備隊の活動について記述する。

## 1 火災発見時の通報

火災の発見は、自動火災報知設備等の設備による感知の場合と人が直接発見する場合があります、それぞれ次のとおり対応する。

### (1) 設備による感知の場合

危機管理センターで自動火災報知設備等により感知した場合は、近くの協会警備隊に現場を確認するよう指示し、119番通報すること。

### (2) 協会警備隊や会場スタッフが直接発見した場合

周辺の者に火災であることを知らせるとともに、無線等で危機管理センターあて連絡し、危機管理センターは119番通報すること。なお、現場に複数人いる場合は、協力して避難や通報、初期消火等の初動対応を行う。

### (3) 交通ターミナル及び万博P&R駐車場等

ア 消防機関への通報は、原則として交通警備隊より行う。

イ 交通警備隊が収集した火災の情報は、来場者輸送情報センターで集約し、危機管理センターと共有する。

## 2 消火活動

協会警備隊は、パビリオン等の自衛消防の組織と協力して、周辺の安全確保や消火活動を行う。

## 3 避難誘導等

大規模な火災に発展した場合は、必要に応じて、屋外避難場所等への誘導を行う。

また、火災の発生について、会場内緊急放送やデジタルサイネージにより来場者へ注意を促し、周辺への立ち入りを規制するなど、混乱防止に努める。

## 4 消防機関への情報提供

避難誘導・救助等に従事する組織等は、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行う。

### (1) 火災現場への誘導

### (2) 出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるもの（危険物品等）の有無などの情報提供

## 5 緊急車両の通行支援

- (1) 危機管理センターは、協会警備隊に消防隊の走行経路を連絡する。
- (2) 協会警備隊は、ゲートの開放や走行路の確保を行い、消防車等の緊急車両の走行を支援する。
- (3) 緊急車両が会場内を走行する場合、協会警備隊は来場者の安全を確保すること。

## 第9章 その他災害編

### 1 その他の気象災害

その他気象災害における対応は、第6章「風水害編」に準ずる。

### 2 国民保護情報が伝達される事態

国から全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて弾道ミサイル飛来の可能性について情報発信された場合、国の方針に則って、身の安全確保の呼びかけ、建物内等への避難誘導を行う。

### 3 その他避難等が必要な災害

会場内において、その他避難等が必要な災害が発生した場合には、第5章「地震・津波編」第3節「津波を伴わない地震発生時の対応（直下型地震）」6「避難計画」に準じて、屋外避難場所（会場内又は会場外）への避難誘導を行う。

## 第10章 備蓄

協会は、災害発生時又は来場者が何らかの理由により会場に留まる必要がある場合に備えて、備蓄品を確保する。

南海トラフ巨大地震を想定し、中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に基づき、帰宅困難となった来場者が発災後最大3日間（72時間）滞在できる備蓄を備えることとする。

### 第1節 品目・数量

品目や品目ごとの数量については、アレルギー対策及び宗教的な要素を考慮し、大阪府「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン」等を参考に確保する。

協会として、博覧会期間中の繁忙期（15万人程度が滞留）を想定し、60万食を備蓄するほか、会場内の飲食店等の食料の活用を図る。

表3 主な備蓄品目と数量

品 目	数 量
(1) 主食（アルファ米等）	600,000 食
(2) 飲料水（500mL 程度）	1,900,000 本
(3) 幼児用ミルク	5,000 ℓ
(4) 敷物	15,000 枚
(5) 保温シート	150,000 枚
(6) 簡易トイレ	1,950,000 枚
(7) トイレットペーパー（200m程度）	17,000 本
(8) おむつ（小児/大人用）	112,000 枚
(9) 生理用品	88,000 枚
(10) 救急セット	100 箱

## 第2節 自治体との事前調整

協会は、大阪府・大阪市と事前に協議・調整し、南海トラフ地震のような大規模地震が発生し、一時的に交通網が途絶した場合に備え、大阪府・大阪市からの支援物資を受け入れ、夢洲内へ保管する。

## 第3節 保管・管理

備蓄品は、会場内の備蓄倉庫において保管・管理を行う。また、備蓄品のほかに、配布時に必要な荷役機械、運搬車両等を配備し、速やかに来場者等へ提供できるよう備える。

## 第4節 配布

### 1 配布の決定

協会は、大規模災害発生時等において、来場者が、同日中に会場から帰宅できる目途が立たず、翌朝時点で会場内・会場外一時滞在施設に留まっていることが想定される場合等に備蓄品の配布を決定する。

### 2 配布手順

- (1) 協会は、配布の決定後、速やかに来場者に備蓄品を配布することができるよう、予め次の事項について定めるなど、必要な準備を行う。

ア 配布場所及び動線

イ 搬出作業の手順

ウ 配布作業の手順

- (2) 大規模災害発生時において大量の備蓄品の配布が必要な場合は、場内貨物取扱指定事業者と協力し、配布を行う。

- (3) 協会は、会場内緊急放送設備、デジタルサイネージ及び来場者向け公式アプリ等の情報発信手段により、来場者に備蓄品の配布場所等を周知する。

## 第5節 参加者等への協力要請

### 1 必要な備蓄品の確保

別途定める「防火・防災等に関するガイドライン」に基づき、参加者に対し、必要な備蓄を行うよう、指導する。

### 2 飲食店等への協力要請

大規模災害時に一時滞在施設が開設される場合等、当面の間、会場の通常営業が困難と見込まれる場合には、会場内の飲食店等に対し、来場者への食料・飲料の提供について協力要請を実施する。

## 第6節 物資の支援要請

協会は、地震等が発生し、想定外の状況により備蓄品の不足が予測される場合、大阪府・大阪市に対し救援物資の提供を要請する。また、大阪府・大阪市は、必要に応じて関西広域連合構成団体等に対し救援物資の提供を要請する。

## 第11章 医療体制

### 第1節 医療施設及び医療体制

会場内のサービス施設(休憩所・トイレ等)を中心に、各エリアからアクセスしやすい場所に医療救護施設(診療所・応急手当所)を計8か所設置する。

また、来場者動線を通行できる医療救護用車両を配備し、傷病者の搬送が迅速かつ適正に実施できる体制を構築する。

### 第2節 多数傷病者発生時の対応

危機管理センターに常駐する統括医療責任者の指示により、協会救護隊及び医師、看護師等が医療救護活動を行う。

災害現場では、トリアージを含む観察や処置を行う前に情報収集を実施し、活動方針(指揮命令系統の確立、応急手当所の位置・運用方針等)を決定するものとする。

## 第12章 停電

### 第1節 博覧会会場の電力受電

会場構内への電力引き込みは、地中ルートにて複数回線（常時回線・予備回線）で受電しており、長時間停電になる可能性は低く、万が一、会場外で常時回線の停電が発生したとしても、予備回線で受電することが可能となっている。

### 第2節 非常用電源

地震等により大規模停電が発生した場合に備え、災害時対応の拠点となる管理棟（危機管理センター及び大阪・関西万博消防センター等）、医療救護施設のほか、一時滞在施設としての利用が見込まれる主要施設等についても非常用発電機により電力が確保されている。

## 第13章 その他

### 1 大屋根リングの消防計画

大屋根リングについては、防災管理に係る消防計画を別途作成する。（消防法施行令第48条）

### 2 空飛ぶクルマの運航

気象条件等における運航基準、博覧会期間中の運航及び事故等の報告については、航空法等、国の基準に従い、運航事業者が別途定める。

### 3 ガイドライン等

協会は、防火・防災に関する事項について、ガイドラインで参加者に伝達する。

- (1) 防火・防災等に関するガイドライン
- (2) 持込禁止物・禁止行為に関する関係者向けガイドライン

### 4 マニュアル等

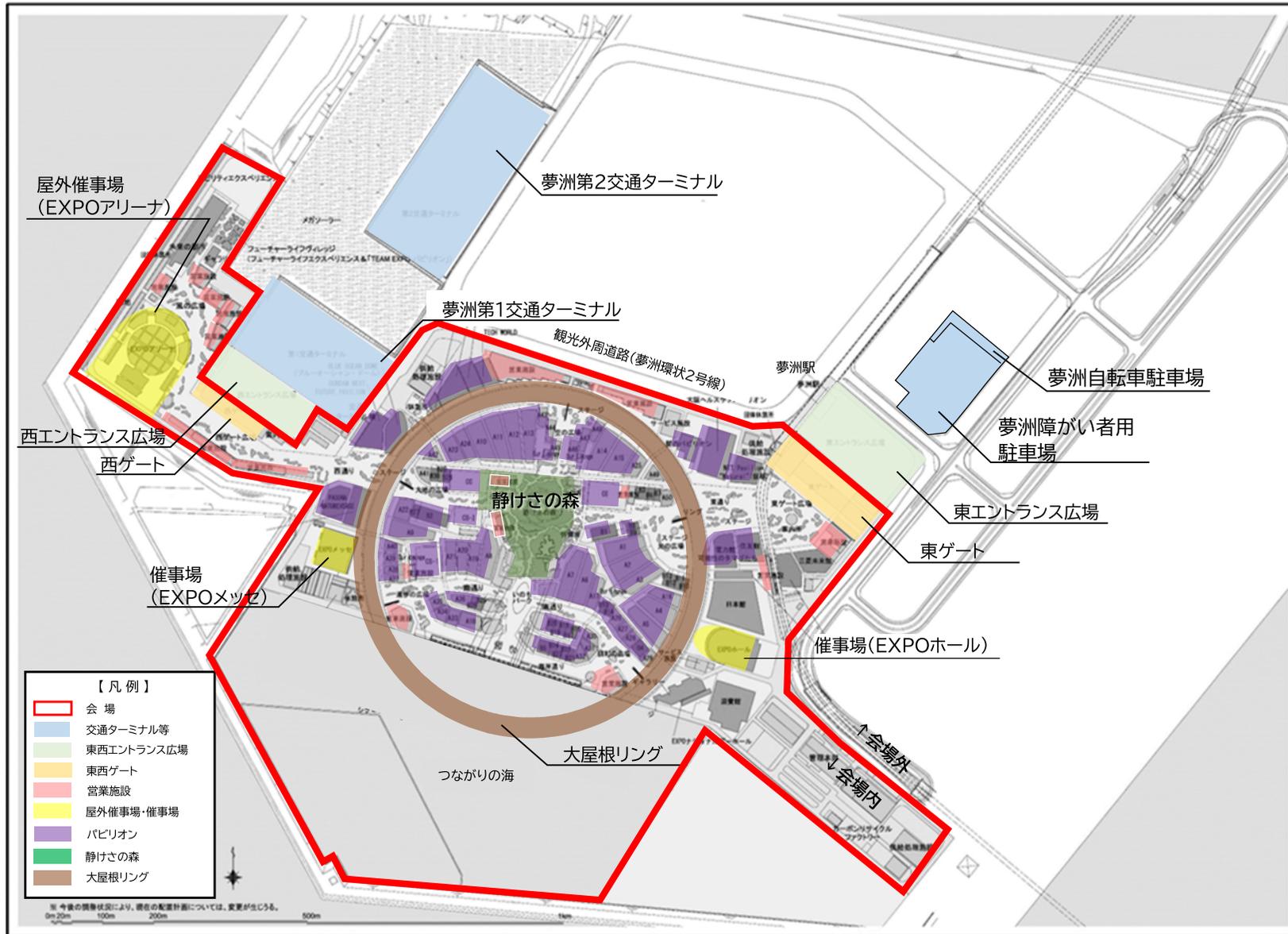
協会は、災害発生時の詳細な対応についてマニュアル等を整備する。

### 5 通信体制

協会は、災害発生時に、各局が災害情報収集等の災害対策活動を迅速かつ的確に行うとともに、国、自治体及び関係機関と密接に連携して災害対応するために必要な通信設備を整備する。

# 博覧会 会場配置図

※防災基本計画「別図1」を再掲



# 防災関連施設 配置図

※防災基本計画「別図5」を再掲

